

第4回岐阜県犬の咬傷事故防止に係る検討会議 議事要旨

1 日時

令和4年9月2日（金） 10:00～12:00

2 場所

OKBふれあい会館 7D研修室 又はオンライン

3 出席者

○委員8名

氏名	所属団体・役職等
もり たかし 森 崇	岐阜大学応用生物科学部 教授
あさの あきこ 浅野 明子	高木國雄法律事務所 弁護士
はせがわたかあき 長谷川孝明	公益社団法人岐阜県獣医師会 副会長
おくだ よりゆき 奥田 順之	日本獣医動物行動研究会 動物行動学診療認定医
さくらい さやか 櫻井 彩香	公益社団法人日本動物福祉協会 動物看護師
たに かずたか 谷 一孝	公益社団法人日本警察犬協会 中部支部連合会会長兼岐阜支部長
おおの やすふみ 大野 恵章	一般社団法人 岐阜県猟友会 会長
さくらい しょうじ 桜井 彰二	岐阜市保健所生活衛生課 課長

○オブザーバー 政井 和彦 岐阜県恵那保健所生活衛生課 課長

○事務局（岐阜県健康福祉部生活衛生課）

佐橋 勝己 生活衛生課長

長野 照久 住宅宿泊事業対策監

杉山 恵里 主幹兼乳肉・動物指導係長

古田 直子 主任技師

4 議事概要

(1) 第1回から第3回までの検討会議における議論の整理

事務局から、これまでの議論についての説明を行った後、委員との意見交換を実施。

【森委員】

- ・ 検討のきっかけとなった議員からの指摘は、大型犬は危険なので規制すべきというものであり、また、被害者からも大型犬は怖いので規制すべきという意見があった。これまでの議論で、大型犬だけ規制しても咬傷事故件数の削減には効果が低いという意見が多かったが、事故データによると、事故発生リスクの高い犬種はあると言える。やはりリスクの高い犬の飼い主に対しての啓発も必要ではないか。

(2) 犬の適正飼養管理に関する普及啓発案

犬の飼い主向け普及啓発用リーフレット案について、委員との意見交換を実施。

【奥田委員】

- ・ 啓発強化のためには、既存の自治体によるリーフレット配布ルート他に、動物取扱業者や動物病院等から飼い主へ啓発するルートを開拓する必要がある。
- ・ 啓発方法として、大型犬による咬傷事故の危険性を訴えるポスターを作成し、動物病院やペットサロンに掲示してはどうか。ポスターはリーフレットよりもインパクトがあり、飼い主に危機感を持ってもらいやすい。また、リーフレット案は行政らしい体裁なので、採点ゲーム方式にするなど、飼い主が目にしやすいものにしてはどうか。
- ・ ポスター等のデザインは、メッセージが端的に伝わるよう、デザイナーに依頼することを検討してほしい。

【森委員】

- ・ 大型犬等の咬傷事故リスクの高い犬種の飼い主に注意喚起できるよう、実際の事故件数が上位の犬種をリーフレットに掲載してはどうか。

【浅野委員】

- ・ 特定の犬種を個別に規制はしないまでも、リーフレットに危険性のある犬（大きさ、闘争本能による）を明示し、大型犬等は危険であることをその飼い主に向けて注意喚起した方が良い。

【谷委員】

- ・ 大型犬を対象にした詳細な飼育状況調査を行うことで、飼い主の意

識が向上し、事故が減少すると思う。

【櫻井委員】

- ・ 啓発資料に咬傷事故の多い犬種を掲載すると、一部の愛好家から反感を買ってしまったたり、県民に恐怖の対象としてイメージがつき、飼い主と犬を飼っていない人との共生共存を阻害する恐れがある。特定の犬種を掲載するのではなく、過去の事故事例を犬種にこだわらずに犬の大きさ別に掲載してはどうか。
- ・ 近年、ミックス犬が流行しており、啓発時に事故件数の多い犬種を公開するとしても、ミックス犬の扱いをどうするかという課題が残る。

【長谷川委員】

- ・ 啓発資料は情報が多すぎると読まれないので、事故原因とその対策を簡潔に、強調して掲載してはどうか。リスクの高い犬種は、飼い主への注意喚起が必要なので、掲載して差し支えないと考える。

(3) 県の指導マニュアル案

事務局から「岐阜県犬の適正飼養管理指導マニュアル（案）」の説明を行った後、意見交換を実施。

【森委員】

- ・ マニュアルでは指導の流れとして最終的に告発に至るまで明示されており、咬傷事故に対する県の強い姿勢が示されている。

【大野委員】

- ・ このマニュアルをもって、猟友会員への飼養状況調査を行い、保健所からのアドバイスがあれば、会員の猟犬の飼い方がより良くなると感じた。
- ・ また、狩猟登録者の講習の際に県の事故防止対策について説明したり、他県から岐阜県に狩猟に来る方が登録をする際に渡せるリーフレットがあると良い。

【谷委員】

- ・ 罰則規定があることを飼い主に周知すれば咬傷事故の抑止力になるので、啓発資料にも明記してはどうか。

【櫻井委員】

- ・ 点検項目に動物の健康状態や攻撃性の有無、動物福祉の観点からの適正飼養状況を加えてはどうか。

【奥田委員】

- ・ （櫻井委員の意見に対し）他人が近づいた時に攻撃性を示すかどうかは事故発生に直接影響があるか不明であること、攻撃性の判定には職員に咬傷のリスクがあることから、点検事項に加えるべきではないと考える。また、健康状態の確認はマニュアルの指導内容とは関連性が少ないと思われる。

（櫻井委員の回答）

健康状態は、水や餌等の最低限の飼養環境が整っているか等の、動物福祉の基本である5つの自由が確保されているかに関する確認事項である。

（回答を受けての意見）

動物福祉の観点から健康状態を確認するのであれば賛成であり、点検事項に5つの自由の確保に関する項目を追加した方が良い。

【浅野委員】

- ・ マニュアルを公開するのであれば、リスクの高い大型犬等の犬の飼い主の注意点をコラム的に掲載するなど、大型犬等の飼い主への注意喚起を強調してはどうか。また、特に大型犬の飼い主に対しては、チェックリストで問題点を明確にし、その問題点がある場合の事故原因を示し改善を促してはどうか。

（事務局説明）

本マニュアルは内部資料として運用し、県民へは公開しない予定。啓発用に公表するものは、リーフレットの他には飼養管理のチェックリストと事故割合の一覧表である。

（説明を受けての意見）

公表するチェックリストに、家庭動物基準の危険犬に特化したチェック項目を設けてはどうか。